

各発注機関の長 様

農林水産部長
土 木 部 長

施行中の工事等における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応等の解釈
及び感染拡大防止に向けた今後の対応について

このことについて、本県における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等に伴う工事及び業務（以下「工事等」という。）の一時中止の対応等については、「施行中の工事等における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和2年2月27日付け農林水第215号・監第831号）等により、適切な対応をお願いしているところですが、今般、別添のとおり国土交通省土地・建設産業局建設業課長から通知がありました。

そこで、国の取扱いを踏まえ、本県における取扱いを下記のとおり定めましたので、適切に対応くださるようお願いいたします。

記

1 罹患に伴う対応等の解釈

工期の変更や請負代金額の変更、一時中止の対応等については、新型コロナウイルス感染症の罹患や、学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴って技術者等が確保できない場合の他、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合についても、受注者の責によらない事由によるものとして、適切に対応されるべきものであること。

2 今後の対応（別途通知を行うまでの間の取扱い）

(1) 工事等の一時中止措置の取扱い

これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者から申出がある場合に、受注者の責めに帰すことができないものとして、約款に基づき、工事等を最長で令和2年(2020年)3月31日まで一時中止措置等を行っているところであるが、4月1日以降については、受注者から一時中止措置等の延長の希望がある場合に、延長を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員自身の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請などの事情を個別に確認したうえで、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、約款に基づき、工事等の一時中止や設計図書等の変更を

行う。

また、現在、一時中止措置等を実施していない受注者について、今後受注者が自ら工事等の一時中止等の意向を申し出る場合も同様とする。

なお、受注者から一時中止措置等の延長の希望がない場合は、順次、工事等を再開することとする。

(2) 工事等の再開に当たっての感染拡大防止策

工事等の再開に当たっては、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこと。